

昭和二十年六月二十九日立案

書記官長 

主筆 書記官 

書記官 

文部省官制中改正ノ件審査報告

(別紙ノ通り)

事ニ際シ各地區ニ於テ施策ノ運営ニ遺憾ナキヲ
期スルハ極メテ肝要ナリ仍テ茲ニ本件ヲ以テ文部省
官制中ニ改正ヲ加ヘ同省ノ機構ヲ改編スルト共ニ職
員定員ノ縮減ヲ圖ラントス

次ニ本案ノ要旨ヲ述ブレバ(一)従前文部省ニ於テハ大
臣官房ノ外ニ六局ヲ置キタルが今回其ノ内總務及体

育ノ二局ヲ廢止スルト共ニ學子徒動員局ヲ新設ス
ルコトトシ同局ニ於テハ従前總務局ノ司掌セル文
教ニ關スル綜合計画ノ設定其ノ他重要政策ノ綜
合調整ニ關スル事務及従前ノ体育局所掌事務ノ
外新ニ學徒隊ニ關スル綜合計画ノ設定及學徒隊ノ
運営一般ニ關スル事務ヲ掌ラシメ又爾餘ノ總務局

所掌事務ハ之ヲ概ネ大臣官房ニ移管シ(第二條乃至第四條及第

九)書記官、教學官、屬員及技手ノ定員ニ於テ夫

々若干人ヲ減少セントス(第十三條第十五條及第三十一條)

按ズルニ本件ハ緊迫セル現下ノ事態ニ鑑ミ文部省ニ

於テ所管行政ノ竹間素強化ヲ圖ランカ爲部局ノ廢

合職員ノ減員ヲ行ハントスルモノニシテ別ニ支障ノ廉

ヲ認メザルニ由リ此ノ儘之ヲ可決セラレ然ルベシト思

料ス

右謹テ審査ノ結果ヲ報告ス

昭和二十年六月二十九日

書記官長

議長宛

文部省官制中改正ノ件審査報告

謹テ今回御諮詢ノ文部省官制中改正ノ件ヲ審査且ス
 ルニ曩ニ戰時教育令制定セラレ之ニ基キ編成セラ
 レタル學徒隊ノ運営ハ刻下ノ文教施策上極メテ
 重要ト爲レルト共ニ緊迫セル戰局下文部行政ノ簡
 素化ヲ圖リ所屬職員ヲ地方總監府ニ轉出セシメ有

事ニ際シ各地區ニ於テ施策ノ運営ニ遺憾ナキヲ
期スルハ極メテ肝要ナリ仍テ茲ニ本件ヲ以テ文部省
官制中ニ改正ヲ加ヘ同者ノ機構ヲ改竊スルト共ニ職
員定員ノ縮減ヲ圖ラントス

次ニ本案ノ要旨ヲ述ブレバ(一)從前文部省ニ於テハ大
臣官房ノ外ニ六局ヲ置キタルガ今則其ノ内總務及体

育ノニ局ヲ廢止スルト共ニ學子徒動員局ヲ新設ス
ルコトトシ同局ニ於テハ從前總務局ノ司掌セル文
教ニ關スル綜合計画ノ設定其ノ他重要政策ノ綜
合調整ニ關スル事務及從前ノ体育局所掌事務ノ
外新ニ學徒隊ニ關スル綜合計画ノ設定及學徒隊ノ
運営一般ニ關スル事務ヲ掌ラシメ又爾餘ノ總務局

育ノニ局ヲ廢止スルト共ニ學子徒動員局ヲ新設ス
ルコトトシ同局ニ於テハ從前總務局ノ司掌セル文
教ニ關スル綜合計画ノ設定其ノ他重要政策ノ綜
合調整ニ關スル事務及從前ノ体育局所掌事務ノ
外新ニ學徒隊ニ關スル綜合計画ノ設定及學徒隊ノ
運営一般ニ關スル事務ヲ掌ラシメ又爾餘ノ總務局

ヲ認メザルニ由リ此ノ儘之ヲ可決セラレ然ルベシト思
料ス

右謹テ審査ノ結果ヲ報告ス

昭和二十年六月二十九日

書記官長

議長宛

昭和二十年八月二十四日立案

主筆

書記官

書記官長

書記官

各省官制通則中改正ノ件外四件
審査報告

(別紙ノ通り)